

# 特別目的事業体にかかる連結基準の変遷

## Historical Transition of Consolidation Standards for Special Purpose Entities

高橋 円香

### 〈論文要旨〉

本論文では、特別目的会社（以下「SPC」）に係る連結基準の設定背景や議論・改訂の動向について整理する。日本基準では、資産の流動化・証券化を目的として設立、利用されるSPCについて一定の条件を満たす場合、支配力基準の例外として当該SPCの出資者の子会社に該当しないと推定すると規定されている。こうした規定が設けられた背景にはSPCを利用した証券化取引の特性である原資産のオフバランスとSPCの独立性に配慮するという側面がある。

一方でSPCを利用した取引が複雑化多様化を極め、国際的にも抜本的な見直しが進めれてきている。特に2000年以降、SPCを利用した会計不正が横行したことから、SPCについては極力連結し、取引の実態を明らかにするとの方針で制度設計及び改正がなされている。こうした動向の中、日本のSPC連結基準をめぐる様々な批判、指摘、検討がなされてきたが、2015年を最後にその進捗は停止している。国際会計基準のように、SPCに係る特有の制度設計はまだまだなされておらず、特異的状况であるといえよう。

### 〈キーワード〉

特別目的事業体、Special Purpose Company (SPC)、資産流動化、連結会計、支配力基準

## 1 はじめに

本論文では、特別目的会社（Special Purpose Company - 以下「SPC」）に係る連結基準の設定背景や議論・改訂の動向について整理する。日本基準では、資産の流動化・証券化を目的として設立、利用されるSPCについて一定の条件を満たす場合、支配力基準の例外として当該SPCの出資者の子会社に該当しないと推定すると規定されている。SPCを利用した取引が複雑化多様化を極め、国際的にも抜本的な見直しが進めれてきている。こうした動向の中、日本のSPC連結基準をめぐるどのような議論があり、どのような改訂がすすめられたのか、歴史的変遷をまとめる。

## 2 特別目的会社の連結基準

### 2.1 連結基準

そもそも日本の会計基準では、親会社を以下の要件を満たす企業として定めている（連結会計基準第7項）。

- (1) 他の企業の議決権の過半数を自己の計算において所有している企業
- (2) 他の企業の議決権の 40/100 以上、50/100 以下を自己の計算において所有している企業であって、以下の要件を満たす企業
  - ① 緊密者と同意者が所有している議決権と合わせて、議決権の過半数を占めている。
  - ② 過去又は現在の役員若しくは使用人で財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができる者が、意思決定機関の過半数を占めている。
  - ③ 重要な財務及び営業又は事業の方針の決定を支配する契約等が存在する。（緊密者からの融資と合計して）資金調達額の過半について融資を行っている。
  - ④ その他意思決定機関を支配していることが推測される事実が存在する。
- (3) 自己の計算において所有している議決権（0%である場合を含む。）と、緊密者及び同意者が所有している議決権とを合わせて、他の企業の議決権の過半数を占めている企業であって、かつ、上記（2）の②から⑤までのいずれかの要件に該当する企業

### 2.2 SPC に係る特則

1998年公表の『連結財務諸表制度における子会社および関連会社の範囲の見直しに係る具体的な取扱い』（以下「具体的取扱い」）の「三 特別目的会社の取扱い」を受け財務諸表等規則第8条7項では、資産の流動化・証券化を目的として設立、利用されるSPCは、

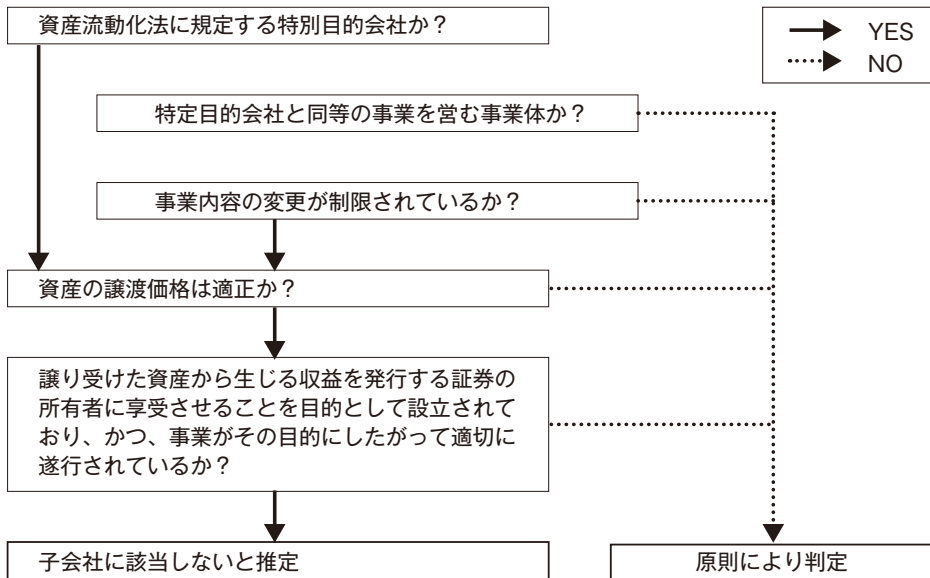
- ① 資産流動化法上の特定目的会社およびこれと同様の事業を営む事業内容の変更が制限されている事業体である
- ② 資産を適正な価格で譲り受けている
- ③ 譲り受けた資産から生ずる収益を発行する証券の所有者に享受させることを目的としており事業がその目的に従って適切に遂行されている

という条件をすべて満たす場合、支配力基準の例外として当該SPCの出資者および当該SPCへ資産を譲渡した会社の子会社に該当しないと推定する（以下「旧例外規定」）と規定されていた。

その根拠として、証券化に用いられるSPCがその事業内容が制限されていることから、「議決権の過半数を保有している場合でも支配力を十分に行使できないことになるため、特定目的会社は出資者等から独立しているものと認める」（原田昌平・斎木2003、33）というものが挙げられる。また証券化においてSPCを利用する理由が、投資対象となる資産をオリジネーターから分離し、ここから生じるリスクとリターンと明確化させ、投資家に帰属させることが出来

るようにするためであるという観点から、連結財務諸表上でのオフバランスが必要であるとの考え方も存在している（横田2004、128）。つまり、旧例外規定はSPCを利用した証券化取引の特性である原資産のオフバランスとSPCの独立性に配慮するよう設けられた規定であるといえる。

図表 1 SPC 連結の例外規定の判定のフローチャート



出所) 原田昌平・齋木2003、33より筆者作成。

### 3 SPE 連結をめぐる議論

#### 3.1 国内での議論

2000年代初めから国内での証券化取引の急増を受け、SPC連結の現状についての見解が示され、問題点が指摘されていた。これらを概観し、旧例外規定の運用状況についてみていく。2002年12月10日に公表された日本公認会計士協会の『特別目的会社（SPC）に関する調査結果報告』のなかで、子会社、関連会社として取り扱っていないSPCが多いという状況に対し、「支配力に基づかない連結範囲の決定基準を検討する必要がある」（日本公認会計士協会2002、2）と指摘している。また同協会は2005年9月30日に公表された『特別目的会社を利用した取引に係る会計基準等の設定・改正に関する提言』のなかで、例外規定について、「法制度の変化、不動産の流動化取引の拡大、取引形態の多様化などによるSPCを利用した証券化等の取引を取り巻く状況が大きく変化し、現状の会計基準では連結の要否を判断することが難しい事例が多数生じている」（日本公認会計士協会2005、1頁）と述べ、SPC連結基準等の設定・改正を要望していた。

## 3.2 国際的動向

### 3.2.1 国際会計基準審議会の動き

国際的には2000年以降、SPCを含む特別目的事業体（Special Purpose Entity - 以下「SPE」）を利用した取引の多様化・複雑化に加え、SPEを利用した会計不正が横行したことから、SPEについては極力連結し、取引の実態を明らかにするとの方針で制度設計及び改正がなされている。なかでも国際会計基準審議会（International Accounting Standards Board - 略称「IASB」）では、1998年11月に、国際会計基準（International Accounting Standards - 略称「IAS」）27号「連結財務諸表および個別財務諸表」（IAS 27- Consolidated and Separate Financial Statements (December, 2003) - 以下「IAS27号」）の解釈指針として解釈指針委員会（Standing Interpretations Committee - 略称「SIC」）よりSIC12号「連結—SPE」（SIC12 Consolidation—Special Purpose Entities (November, 1998) - 以下「SIC12号」）を公表し、SPEに対する問題が表面化する以前からSPEへの「支配」概念が明確にされ、全てのSPEに対する包括的な基準が設けられていた。

さらに金融危機以降いわゆる企業の「オフバランス・ピークル」の会計処理及び開示要求を見直すことがG20および金融安定理事会から要請され（原田達2013、28）、IASBは金融危機への対応として連結会計基準であるIAS27号とSIC12号を統合した基準作成にむけ2008年12月に公開草案10号「連結財務諸表（Exposure Draft 10 Consolidated Financial Statements (December, 2008) - 以下「ED-10号」）」を公表し、2011年5月にIFRS第10号「連結財務諸表（IFRS 10 Consolidated Financial Statements (May, 2012) - 以下「IFRS第10号」）」を公表した。IFRS第10号は単一支配モデル概念を用い、全ての事業体に統一した判断基準を規定したものである。ここでの支配概念は「投資企業が被投資企業への関与から生じる変動するリターンにさらされているか、または変動するリターンに対する権利を有しているか、そしてリターンを生み出す企業の事業にパワーを有している場合、報告企業はその企業を支配している（IFRS第10号 Pars.5-6、同Par.8）」とされ、その要件は「①被投資企業に対してパワーを有している、②被投資企業への関与から生じる変動するリターンにさらされているか、または変動するリターンに対する権利を有している、③リターンを生み出す被投資企業にパワーを行使できる（同Par.7）」とされ、ここでのパワーは「パワーをもつとは、企業が、被投資企業のリターンに重要な影響を与える事業活動を支持する能力を持っていること（同Par.10）」をいう。IFRS第10号の規定は、後述する企業会計基準委員会のSPC連結に係る論点整理の下敷きとなっている。

## 4 SPC連結の改訂

### 4.1 企業会計基準委員会の対応

国内での基準見直しの要請および国際的動向を受け企業会計基準委員会は、2006年2月に専門委員会「特別目的会社専門委員会（現：連結・特別目的会社専門委員会）」を設置し、SPCについてその開示と連結ルールの厳格化を進めてきた（宮川2007、80）。同委員会では特別目

的会社に関するディスクロージャーを充実させ、問題の所在の共有化を計ることが必要ではないかということから、短期的なテーマとしてその開示基準を、中長期的なテーマとして連結基準について議論することとした。

図表2 SPC会計基準検討テーマ

第10回テーマ協議会提言書「特別目的会社を利用した取引に係る会計基準等の整備」(抜粋)

イ. 短期的なテーマ

①特別目的会社の連結に関する事項

- ・ 開発型の特別目的会社の連結上の取扱い
- ・ 会社に準ずる事業体に関する連結上の取扱いの具体的な判定方法
- ・ 特別目的会社への影響力基準の適用（関連会社に該当するか否か）

②その他の事項（特別目的会社に関する開示等）

ロ. 中長期的なテーマ

- ・ 特別目的会社に関する連結上の取扱いの根本的な考え方

出所) 企業会計基準委員会2013、2

非連結SPCに係る開示基準として2007年3月に企業会計基準適用指針第15号『一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針』を公表した。一方、SPC連結基準そのものについての抜本的見直しは、2009年4月の『連結財務諸表における特別目的会社の取扱いに関する論点の整理』(以下「論点整理」)において例外規定の廃止を含めた検討がなされた。

論点整理の目的は、「国際的な会計基準やその動向を踏まえ、連結財務諸表における特別目的会社の取扱い等に関する論点を示し、今後の議論の整理を図る」ことである(論点整理1項)。またその背景として論点整理は、SPCを利用した証券化取引の急拡大と複雑化および多様化により、会計処理判断の困難になったことを挙げている(同2項)。

論点整理における論点は、「論点1 支配の定義や支配力基準の適用について」、「論点2 連結対象となる企業について」、「論点3 SPCの取扱いについて」、「論点4 SPCに関する開示について」、「論点5 支配が一時的な子会社について」の5点である。中心的な論点は、連結財務諸表におけるSPCの取扱いおよびそれに関する開示である。加えて関連するものとして、他の企業に対する支配の定義や支配力基準の適用、連結対象となる企業など、他の会計基準等との関係や国際的な会計基準における取扱いおよびその動向を踏まえた改善の是非なども検討されている。さらに、連結の範囲に関連して国際的な会計基準と異なっている支配が一時的な子会社についても整理されている。以下論点1と論点3についてみていく。

#### 4.1.1 論点1 他の企業に対する支配の定義や支配力基準の適用

論点整理は、現行の実質的支配力基準に基づく連結基準について、当時公開されていた

IASBのED-10号との関連から改善の是非を検討している。論点整理でもIASBにおける支配概念と同様にSPC連結基準において「リターンの要素を加味することが考えられる」と述べ（論点整理22項）このリターンの要素については現行の実質的支配力基準の考え方がこれを内包しているものとみなし、引き続き適用すると述べている（同23項）。

#### 4.1.2 論点3 連結財務諸表におけるSPCの取扱い

論点整理では、中心課題であるSPCの連結財務諸表上の取扱いについて、諸外国でのSPEの取扱いを巡る議論を検討している。いずれも、先に述べたようにSPEについて連結の対象とすることを視野に検討が進められていることを踏まえ、日本でのSPCの取扱いに係る問題点を指摘した上で、今後例外規定の削除も視野に入れた議論を進めていくことを明言している。論点整理で指摘された例外規定の問題点をまとめると以下ようになる（同57項）。

- A) 特別目的会社の資産および負債情報が適切に示されない
- B) 特別目的会社との取引が消去されない
- C) 特別目的会社の取扱いについて幅のある解釈が行われている

一方で、例外規定の継続を求める意見については次の点が挙げられている（同58項）。

（ア）過大な資産および負債が計上されてしまう。

（イ）意のままに当該特別目的会社を指揮できるわけではないため、一般的な子会社のように、当該企業と一体となって単一の組織体とみなすような支配従属関係とは異なる。

（ウ）実質的支配力基準に基づけば、独立していると認めることが適当なSPCが、連結の範囲に含まれる場合もある。そのため、例外基準の要件を見直すべき。

（エ）連結財務諸表上売却処理とされない処理となるので、消滅の認識要件をあわせての議論が必要である。

このような問題点が指摘される中、基本的な基準としては、一般の企業と同じく現行の実質的支配力基準を適用することが適当であるとの考えを示している（同60項）。また、他の会計基準とりわけ資産の譲渡にともなう消滅の認識停止要件すなわちオフバランス基準に対する懸念も取り上げられている。このことに関しては、論点整理59項で「他の会社へ商品を販売した取引において、当該他の会社への販売が売却処理されるかという問題と、当該他の会社が子会社に該当するかどうかという問題とは別のものであるのと同様に、資産の流動化取引においても別に考えられるのではないかという意見がある」と述べている。

#### 4.2 論点整理への意見

以上のように、論点整理では、SPC連結会計基準について国際的動向を踏まえ、ほぼ同様の基準を設けるという結論に至ることが示唆されている。しかしながら、支配については、日本の連結会計基準における「実質的支配基準」概念が広く普及していることからこれを踏襲し、そこにリターンの要素を加味して見直すという若干の相違が存在している。

論点整理に対する諸団体からの意見は、主に論点1における支配概念、論点3におけるSPCの取扱い、論点4における開示、に集約される。まず、支配概念については各団体とも「パワーの要素」と「リターンの要素」の明確化を要請している。日本公認会計士協会は、「非常に概念的な内容であり、また両方の要素をどのように関連させて判定すればよいか分かりづらく、具体性に欠けるものである。」と意見を述べている（日本公認会計士協会2009、1）。次にSPCの取扱いについては、日本公認会計士協会は現行例外規定とは異なる基準を設けるよう提唱し（日本公認会計士協会2009、2-3）、日本貿易会は例外規定の削除を主張している（社団法人日本貿易会2009、3）。一方で、企業のディスクロージャーについて研究を行っているプロネクサス総合研究所は、例外規定を削除せず、SPCから生ずるリスクとリターンが資産の譲渡人に帰属しない場合にのみ連結除外となる趣旨を徹底すべく、ルール明確化および厳格化を求めている（プロネクサス総合研究所2009、1）。最後に開示については、実務負担の増加から、内容についての削減を求める意見が出されている（日本公認会計士協会2009、3；全国銀行協会、2009.）。

各団体に共通するのは、「支配」の基準となる「パワーの要素」および「リターンの要素」であった。これらが明確に示されなければ、判断基準として解釈の幅が生じるという意見である。こうした指摘はこれまでのSPC連結会計基準に係る議論の中で度々なされている。

#### 4.3 改正連結会計基準の課題～改正の位置づけ～

2011年3月25日企業会計基準第22号『連結財務諸表に関する会計基準』（以下「改正連結会計基準」）を改正し、連結財務諸表におけるSPCの取扱いを見直した。改正連結会計基準では、旧例外規定の当該SPCの出資者および当該SPCへ資産を譲渡した会社の子会社に該当しないと推定するとしていた規定について当該取り扱いを資産の譲渡人のみに適用することとした（以下「新例外規定」）。この改正により、SPCの出資者である場合、例外規定の要件を満たす場合でも、当該SPCが連結の範囲に含まれることとなる。具体的には、開発型不動産証券化に用いられるSPCなどが影響を受けるものと考えられている（小川2012、41）。

新例外規定への改定は1998年の「具体的取扱い」以来、SPC連結に関する議論はなされていたものの、制度そのものの改定には至らなかったこれまでと比較すると大きな変化であるといえる。しかしながら出資者については支配力概念を適用する一方で、資産の譲渡会社については例外規定の適用が維持されている。加えて出資者と資産の譲渡人を兼ねている場合でも例外規定の適用される（改正連結会計基準、第542項）。

資産の譲渡人に対する規定が維持された根拠として、流動化・証券化取引におけるオフバランス基準との関係が挙げられる。会計制度委員会報告第15号『特別目的会社を活用した不動産流動化に係る譲渡人の会計処理に関する実務指針（以下「実務指針第15号」）』では、SPCが資産の譲渡人の子会社である場合、譲渡人における資産の売却処理は認められず金融取引として処理される（実務指針第15号12項）。そこで、改正連結会計基準では、資産の譲渡会社（出

資者を兼ねている場合も含む）については従来通り例外規定を適用し、オフバランス基準との整合性をとったものと解せられる。

図表3 新・旧例外規定（財務諸表等規則第8条7項）

旧例外規定	新例外規定
<p>特別目的会社（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号。以下この条および第百十九条第八号において「資産流動化法」という。）第二条第三項に規定する特定目的会社（第百十九条第八号において「特定目的会社」という。）および事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。以下この項において同じ。）については、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者（資産流動化法第二条第十二項に規定する特定目的借入れに係る債権者を含む。）に享受させることを目的として設立されており、当該特別目的会社の事業がその目的に従って適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に対する出資者および当該特別目的会社に資産を譲渡した会社（以下この項において「出資者等」という。）から独立しているものと認め、第三項および第四項の規定にかかわらず、出資者等の子会社に該当しないものと推定する。</p>	<p>特別目的会社（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号。以下この項及び第百二十二条第八号において「資産流動化法」という。）第二条第三項に規定する特定目的会社（第百二十二条第八号において「特定目的会社」という。）及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。以下この項において同じ。）については、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者（資産流動化法第二条第十二項に規定する特定借入れに係る債権者を含む。）に享受させることを目的として設立されており、当該特別目的会社の事業がその目的に従って適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に資産を譲渡した会社等（以下「譲渡会社等」という。）から独立しているものと認め、第三項及び第四項の規定にかかわらず、譲渡会社等の子会社に該当しないものと推定する。</p>

注) 下線：筆者

#### 4.4 その後の動向

2011年3月の新例外規定への改正以後SPCに係る連結基準については、2013年3月29日に企業会計基準委員会から「特別目的会社の連結範囲等に関する検討の中間取りまとめ」が公表されている。これは、我が国において、仮にIFRS第10号の支配の考え方を取り入れた場合に生じ得る論点を、設例を交えて個別に検討してきた現在までの検討状況について、まとめられたものである（企業会計基準委員会2013、4）。これを受けた連結基準の根本的見直しに係る議論は今現時点で行われていない。

## 5 おわりに

本論文では、SPCに係る連結基準の設定背景や議論・改訂の動向について整理した。SPCを利用した取引が複雑化多様化を極め、国際的にも抜本的な見直しが進められてきた中であっても、日本基準の大きな見直しが求められているにもかかわらず滞っている状況は、特異的であるといえる。



## [参考文献]

- 原田昌平・斎木夏生.2003.「日本のSPCをめぐる現状と課題」『企業会計』Vol.55 No.8、1088-1094.
- 原田達.2013.「特別目的会社(SPC)の連結範囲等に関する検討の経緯」『企業会計』Vol.65 No.8、1035-1040.
- 企業会計基準委員会.2013.「特別目的会社の連結範囲等に関する検討の中間取りまとめ」
- 宮川淳子.2007.「SPC連結ルールで企業財務は変わる」『エコノミスト』80-81.
- 日本公認会計士協会.2002.「特別目的会社(SPC)に関する調査結果報告」
- 日本公認会計士協会.2005.監査・保証実務委員会「特別目的会社を利用した取引に係る会計基準等の設定・改正に関する提言」
- 日本公認会計士協会.2009.「『連結財務諸表における特別目的会社の取扱いに関する論点の整理』に対する意見」
- 小川枝津子.2012.「特別目的会社の連結会計処理のポイント」『経理情報』No.1309、2012年3月20日、40-43.
- プロネクサス総合研究所.2009.「『連結財務諸表における特別目的会社の取扱いに関する論点の整理』に対する意見」
- 社団法人日本貿易会.2009.「『連結財務諸表における特別目的会社の取扱いに関する論点の整理』に係るコメント」
- 高橋正彦.2009.『増補新版 証券化の法と経済学』NTT出版.
- 高橋正彦.2015.『証券化と債権譲渡ファイナンス』NTT出版.
- 高橋円香.2014.「SPCに係る会計基準改定の影響と課題～SPCの連結を中心に～」『会計理論学会年報』No28、会計理論学会、63-74.
- 威知謙豪.2015.『特別目的事業体と連結会計基準』同文館出版.
- 横田雅志.2004.「資産流動化に活用されるSPEの会計上の問題点—連結財務諸表における流動化対象資産のオフバランス要件—」『中央大学大学院研究年報33商学研究科篇2003』121-135.
- 全国銀行協会.2009.「『連結財務諸表における特別目的会社の取扱いに関する論点の整理』に対する意見について」

(付記)本論文の大部分は 高橋円香.2014.「SPCに係る会計基準改定の影響と課題～SPCの連結を中心に～」『会計理論学会年報』No28、会計理論学会、63-74.に加筆・修正をしたものである。